

業務委託仕様書

- 1 委託件名
庭園管理業務
- 2 委託場所
草加市柿木町261番地1
草加市総合福祉センターであいの森
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 支払方法
業務完了後（月払い）
- 5 業務内容
 - (1) 庭園管理の範囲・・・建物及び付帯設備の場所
 - (2) 庭園管理の区分
 - ア 定期庭園管理・・・委託期間を通じて計画的に行う作業
 - イ その他の庭園管理・・・必要に応じて随時行う作業
 - (3) 庭園管理の内容
管理内容については、別紙工程表を参照のうえ作成し着手のこと。
 - ア 高中低木その他の植木の管理
 - イ 人力除草・雑草の刈り払い
 - ウ 病害虫の駆除
 - エ 雨樋の清掃（年2回の実施）
 - (4) 作業時間
指定された時間内に作業すること。
 - (5) 作業員数
作業可能な人員数
- 6 異常、事故の報告
作業員は、作業中に所内で発生した異常や事故を発見したときは、速やかに適切な処置を講じるとともに、担当職員に報告しなければならない。
- 7 負担区分
作業に必要な用具及び材料は、受託者の負担とする。ただし、作業に必要な電気、水道等は、委託者の負担とする。
- 8 契約の解除等について
 - (1) 委託者が作業を不完全と認めた場合は、再度作業をさせることができる。
また、この指示に従わない場合は、契約を解除することができる。
 - (2) 契約を誠実に履行しないと委託者が認めたときは、契約を解除することができる。

9 本仕様書に記載のない事項で庭園樹木消毒及び除草作業が必要なことが発生した場合は、協議のうえ対応に努めること。

10 業務完了報告書

各業務完了後、写真を添付した業務完了報告書を提出すること。

共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 事業団品質マネジメントシステム（ISO9001）の取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (5) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (a) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (b) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

